

いわて県民情報交流センター条例（平成17年岩手県条例第53号）第8条第2項の規定により、県民活動交流センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 ホール

区 分		利用料金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	円 13,000	円 22,000	円 27,000	円 35,000	円 49,000	円 62,000
	その他の日	10,000	18,000	22,000	28,000	40,000	50,000
1,000円未満の入場料を 徴収する場合	土曜日及び休日	19,000	31,000	39,000	50,000	70,000	89,000
	その他の日	15,000	26,000	32,000	41,000	58,000	73,000
1,000円以上3,000円未満 の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	25,000	40,000	51,000	65,000	91,000	116,000
	その他の日	20,000	33,000	42,000	53,000	75,000	95,000
3,000円以上5,000円未満 の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	33,000	54,000	68,000	87,000	122,000	155,000
	その他の日	27,000	45,000	56,000	72,000	101,000	128,000
5,000円以上の入場料を 徴収する場合	土曜日及び休日	42,000	68,000	85,000	110,000	153,000	195,000
	その他の日	34,000	56,000	70,000	90,000	126,000	160,000

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。

3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日をいう。

4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。

5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。

6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

7 この表により算出した利用料金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円とする。

2 ホール以外の施設

区 分	利用料金					
	9時から	13時から	17時30分	9時から	13時から	9時から

		12時まで	17時まで	から21時 30分まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで
展示室 1	入場料を徴収しない場合	円 900	円 1,300	円 1,900	円 2,200	円 3,200	円 4,100
	1,000円未満の入場料を 徴収する場合	1,400	2,000	2,800	3,400	4,800	6,200
	1,000円以上の入場料を 徴収する場合	1,900	2,700	3,800	4,600	6,500	8,400
展示室 2	入場料を徴収しない場合	2,100	3,100	4,300	5,200	7,400	9,500
	1,000円未満の入場料を 徴収する場合	3,200	4,600	6,400	7,800	11,000	14,200
	1,000円以上の入場料を 徴収する場合	4,300	6,200	8,600	10,500	14,800	19,100
展示室 3	入場料を徴収しない場合	2,700	3,900	5,500	6,600	9,400	12,100
	1,000円未満の入場料を 徴収する場合	4,000	6,000	8,200	10,000	14,200	18,200
	1,000円以上の入場料を 徴収する場合	5,500	8,000	11,000	13,500	19,000	24,500
会議室501		6,300	8,500	12,000	14,800	20,500	26,800
会議室601		900	1,300	1,800	2,200	3,100	4,000
会議室602		2,500	3,300	4,800	5,800	8,100	10,600
会議室603		800	1,000	1,500	1,800	2,500	3,300
会議室604		800	1,000	1,500	1,800	2,500	3,300
会議室605		1,200	1,500	2,200	2,700	3,700	4,900
和室606		600	800	1,200	1,400	2,000	2,600
和室607		600	800	1,200	1,400	2,000	2,600
和室608		600	800	1,200	1,400	2,000	2,600
調理実習室		6,400	8,700	12,200	15,100	20,900	27,300
世代間交流室		10,900	14,600	20,400	25,500	35,000	45,900
スタジオ・調整室		800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600
練習スタジオ		800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600
会議室701		3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
会議室702		3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
会議室703		3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
シャワー室704		400	600	600	1,000	1,200	1,600
シャワー室705		400	600	600	1,000	1,200	1,600
シャワー室706		400	600	600	1,000	1,200	1,600
リハーサル室		3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
ミーティングルーム707		1,200	1,600	2,400	2,800	4,000	5,200
ミーティングルーム708		700	900	1,300	1,600	2,200	2,900

控室709	600	700	900	1,300	1,600	2,200
控室710	2,100	2,800	3,400	4,900	6,200	8,300
控室711	1,400	1,900	2,200	3,300	4,100	5,500
控室712	700	900	1,200	1,600	2,100	2,800
控室713	700	900	1,200	1,600	2,100	2,800
会議室801（特別）	4,600	6,200	8,700	10,800	14,900	19,500
会議室802	3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
会議室803	10,600	14,200	19,900	24,800	34,100	44,700
会議室804	18,300	24,400	34,300	42,700	58,700	77,000
会議室805	1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
会議室806	1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
会議室807	1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
会議室808	1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
会議室809（和室）	1,900	2,500	3,600	4,400	6,100	8,000
研修室810	3,200	4,300	6,100	7,500	10,400	13,600
研修室811	3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
研修室812	10,800	14,400	20,100	25,200	34,500	45,300
研修室813	1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
研修室814	1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
研修室815	1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
研修室816	1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
研修室817	1,900	2,500	3,600	4,400	6,100	8,000
屋外広場	1時間につき1平方メートルまでごとに10円					
県民プラザ	1時間につき1平方メートルまでごとに10円					

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、展示室にあつては1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額、それ以外の施設にあつてはそれぞれの利用料金の額の3倍に相当する額とする。
- 4 会議室501又は会議室804について、会議室を二分割してその一方のみを使用する場合は、それぞれの利用料金の額の50パーセントに相当する額とする。
- 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 7 この表により算出した利用料金の額で屋外広場及び県民プラザ以外の施設に係るものに100円未満の端数があるときはこれを100円とし、当該利用料金の額で屋外広場及び県民プラザに係るものに10円未満の端数があるときは

これを10円とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分			単 位	利用料金（1回につき）	
附属の設備	ホール	照明設備		円	
			第1スポットライト	1式	2,580
			第2スポットライト	1式	3,310
			第3スポットライト	1式	3,310
			第4スポットライト	1式	3,310
			第5スポットライト	1式	3,480
			第6スポットライト	1式	1,480
			第7スポットライト	1式	1,130
			第8スポットライト	1式	1,130
			カラーフィルター	1式	190
			クセノンフォロースポットライト	1式	1,160
			プロジェクタースポットライト	1式	200
			ディスクマシーン	1式	340
			スライドキャリアマスク	1式	110
			ダブルマシン	1式	200
			リニアエフェクト	1式	280
			パターンアダプター	1式	40
			ミラーボール（丸変速型）	1式	100
			ミラーボール（楕円変速型）	1式	130
			波エフェクト	1個	70
			ステージスポットライト（1kw）	1個	210
			ステージスポットライト（0.5kw）	1個	190
			エリプソイダルスポット	1式	60
			ストリップライト	1台	90
		スモークマシーン	1式	200	
		映像設備	高輝度プロジェクター	1台	13,350
			書画カメラ	1台	780
			移動型液晶プロジェクター	1台	2,930
		舞台設備	水引幕	1枚	560
			源氏幕	1対	350
			引割幕	1対	1,820
			袖幕	1枚	390
			一文字幕（高さ4,550mm）	1対	840
			一文字幕（高さ3,200mm）	1枚	600
			バック幕	1対	1,660
			ダメ黒幕	1対	630

		平台	1台	150
		箱足	1個	10
		箱階段	1台	220
		電動昇降式演台	1台	1,030
		花台	1台	190
		司会者台	1式	840
		金屏風	1双	2,360
		白屏風	1双	2,360
		旗パネル	1枚	260
		地絨 (幅18,000mm)	1枚	990
		地絨 (幅6,000mm)	1枚	200
		展示パネル	1式	1,070
		ホワイトボード	1台	60
		プログラムスタンド	1台	120
		パンチカーペット	1巻	250
		仮設ステージ	1式	870
		ミーティングチェア	1台	20
		ピアノ	1台	13,570
		指揮者台	1台	140
		指揮者用譜面台	1台	70
		譜面台	1台	70
	その他の設備	同時通訳装置	1式	16,470
		国際会議用テーブル	1式	13,070
ホール 以外の 施設	展示室	展示台 (高さ850mm)	1台	130
		展示台 (高さ900mm)	1台	250
		展示台 (高さ1,050mm)	1台	310
		展示台 (高さ1,200mm)	1台	330
		簡易式展示パネル (3連)	1台	310
		簡易式展示パネル (4連)	1台	400
		簡易式展示パネル (5連)	1台	500
		昇降式自立パネル	1台	720
		床面照明器具	1台	30
		スポットライト	1台	20
		可動カウンター	1台	80
		椅子	1台	20
		スタジオ・調整 室	ドラムセット	1式
	ギターアンプセット		1式	690
	ベースアンプセット		1式	590
	電子ピアノ		1台	290

		シンセサイザー	1台	240
		譜面台	1台	10
		丸椅子（楽器演奏用）	1脚	10
		スピーカーパワーアンプセット	1式	880
		ダイナミックマイクロホン1	1本	60
		ダイナミックマイクロホン2	1本	30
		コンデンサーマイクロホン	1本	110
		マイクスタンド（ブーム式）	1台	50
		マイクスタンド	1台	50
		ステレオヘッドホン	1台	30
	リハーサル室	ピアノ	1台	5,030
	会議室804	固定型プロジェクター	1台	5,830
ホール・ホール以外の施設共通		簡易スピーカーシステム	1台	210
		放送設備	1式	1,360
		コンパクトディスク・ミニディスクラジオカセットテープレコーダー	1台	120
		発光ダイオードスポットライト	1台	280
		ビデオ一体型デジタルディスクプレーヤー	1台	70
		スクリーン	1台	140
		パイプ組立式スクリーン	1式	520
		移動型プロジェクター1	1台	650
		移動型プロジェクター2	1台	330
		書画カメラ1	1台	460
		書画カメラ2	1台	260
		プロジェクター・書画カメラ台	1台	160
		ノートパソコン	1台	320
		茶道具	1式	620
		展示パネル	1枚	110
		金屏風	1双	700
		リノリウム	1枚	80
		折りたたみテーブル	1台	20
		スタッキングテーブル	1台	90
		ステージ	1台	560
電気料			1kwまでごとに	120

備考1 9時から12時まで、13時から17時まで又は17時30分から21時30分までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時30分までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時30分までの使用の場合は3回使用したものとす。

2 スポットライトの利用料金については、第1スポットライトから第8スポットライトまでのいずれかのスポットライトを2列以上使用する場合に限り、徴収する。

2 利用料金の適用年月日

平成24年4月1日